

令和4年3月30日 開会

令和4年3月30日 閉会

令和4年第2回鮫川村議会会議録

東白川郡鮫川村議会

令和4年第2回鮫川村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (3月30日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
村長挨拶	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
報告第1号の上程、説明、質疑	5
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
閉会の宣告	10
署名議員	11

第 2 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和4年第2回鮫川村議会臨時会

議事日程(第1号)

令和4年3月30日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解)
報告内容の説明・質疑
- 日程第 5 議案第37号 鮫川村税条例等の一部を改正する条例
提案理由の説明・質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	齋藤利己君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	星徹君

地域整備委員会 舟木正博君 教育課長 渡邊敬君
地課代監査委員 森洋君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長 古舘甚子 書記 矢吹かおり

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第2回鮫川村議会臨時会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

報告第1号及び議案第37号が村長より提出され、議長において受理しました。

本議会に、村長、教育委員会教育長、代表監査委員に出席を求めました。

次に、出張関係であります。

お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 令和4年第2回鮫川村議会の開催をお願いしましたところ、年度末の大変お忙しいところ、全議員のご出席の下に議案のご審議をいただきますことに、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、令和3年度も残すところ、あと2日となりました。各議員の皆様には、本年度の村政全般にわたるご審議とご提案を賜りましたことに、深く感謝を申し上げたいと思います。

また、今年度末をもって渡邊直樹副村長は退任し、福島県に戻ることとなりました。2年間のスピード感を持った職務には、ただただ感謝するところであり、各議員の皆様にも心温まるご指導をいただきましたことに、深く感謝と御礼を申し上げます。

次に、新年度の職員の仕事異動の内示をしたところではありますが、明日の退職者辞令交付、4月1日の新しい辞令交付式後に、改めて新年度の行政組織につきましては皆様にご通知を申し上げたいと思っております。

さて、今議会でご審議をいただく議案ではありますが、専決処分報告が1件、条例の改正1議案を上程をさせていただきました。提案しました議案につきましては、十分にご審議をいただき、原案にご賛同を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これで村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

3番 遠藤 貴人 君 及び

5番 堀川 照夫 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）を議題といたします。

本件について、報告内容の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり議会において規定されている事項につきまして専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページをご覧くださいと思います。

専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解についての内容であります。本件は令和4年2月3日に発生しました公用車の物損事故につきまして、相手方と和解が成立したことから、令和4年3月16日に損害賠償等について専決処分をしたものであります。損害賠償の相手方の保護者の氏名につきましては、記載のとおりであります。損害賠償の額につきましては、2万4,660円であります。

次に、事故の概要であります。令和4年2月3日午前6時55分頃、鮫川村大字赤坂東野字大竹地内において、スクールバスが対向車（大型トラック）に道を譲るために後退した際に、左側のガードレールに後方のバンパーの左角が接触し、当時、バスに乗車していた児童・生徒に対する診察料、慰謝料、看護料、文書料の損害を賠償するものであります。

次に、和解の内容であります。当事者双方は、将来にわたり損害賠償に関わる承諾書に記載された事項以外の一切の債権債務がないことを確認するというものであります。

以上で、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の報告を終わります。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第5、議案第37号 鮫川村税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第37号 鮫川村税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本件は、個人の村民税及び固定資産税をそれぞれの納期前に総額を納付した場合に交付される報奨金制度の廃止、また、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う、土地に関わる固定資産税等の負担調整措置の継続、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う税制上の措置など、所要の改正を行うために条例の一部を改正するものであります。

以上で、議案第37号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、ご説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 議案第37号 鮫川村税条例等の一部を改正する条例について、これらに関して伺いたいと思います。

個人情報保護の観点や納税に関する納税奨励金や報償金が、違法性があるとの判決も出され、納税の在り方や徴収の在り方、奨励金の在り方などの見直しや改革が進められてきました。今回の改正もその一つであります。他の自治体、市町村と肩を並べた同様の事務事業の執行体制に移行されたと感じております。今後は、税負担の公平性の確保、税収の確保と徴収率の向上などが大きな課題になります。

白河地方広域市町村圏整備組合では、構成市町村からの税滞納事案の移管を受け、法律に基づく強制的な徴収活動、財産の差押え、財産の公売、これを行うことになっております。ここまできなくても、本村の今後は、職員が納税奨励や徴収業務が増し、自宅を訪問する、

説明や協力をいただく機会など、特殊性での勤務が多くなると考えられます。これらは、職員の給与に関する条例で示される著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務に該当するものであります。

本村では、近年での税務職員の特殊勤務手当の支給実績がありませんが、過去には、自宅を訪問した職員がトラブルに巻き込まれた事案もあります。こうした不測の事態や困難もあり得ることから、必ず2人以上の複数職員の訪問も必要ですし、特殊勤務手当支給の実行性を高める対応がなされるべきであります。従事する職員の安全性を確保することはもちろん、特殊勤務にある職員への手当の支給の在り方、さらには、区長等が納税完納に重きを置き、数十年に及び大きな貢献を果たされてきました。時には立替払いなどの実態があり、これらをなくす、あるいは、軽減する方向性でもあります。

過去の困難性を強く考慮された鮫川村区長等設置条例にある均等割と世帯割の双方から得られる報酬の在り方、区長事務取扱要綱の4にある職員と組員宅を訪問するなど、納税業務に協力することなど、個人情報保護を遵守する観点から、区長などが有する身分と職務に当たるのか、徴税吏員としての賦課徴収に当たる権限を有するものであるのか、いないのか、位置づけが不明確であります。再検討や整理を行い、見直すべきであると考えます。

また、本村の納税意識や徴収手続には、今までの長年の慣行から、村民の皆さんの戸惑いも見受けられます。今後も説明と理解を得る努力、引き続きお願いしたいと思います。村長の考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの6番、北條議員の質疑にお答え申し上げたいと思います。

まず、議会でも、議案調査の中でも議論をされておりました。また、今回の前納奨励金の廃止も含めて、今、大きく納税意識を村民に変えていただく、大きな時期であると思っております。議会でも度々答弁をしておりますが、納税100%が途切れてしまったというご意見をいただく村民もありますけれども、実際、先ほど質疑にありましたとおり、区長等も立て替えていたという事例も、多くのこの中にありました。これは本当の実態ではありません。

そして、また今、職員が2人組になって徴収に懸命に業務を果たしております。間違いなく、過去には危険な状態で未納者から追いかけられたという、そういうような話も聞いておりますが、現在のところ、そのような大きなトラブルに発展することはございません。また、非常に難航する場合に、あと、金額が大きい場合には、広域圏の滞納整理課にお願いして、

税徴収をお願いしているというところでもあります。

特に、今、質疑の中で特殊勤務手当と、危険度が高い公務ではないのかというご質問ありました。本村も、過去には特殊勤務手当を制定していたところでもあります。平成13年に廃止をしまして、その後、他町村と肩を並べながら、その三位一体の改革もありまして、特殊勤務手当を廃止したというところでもあります。

特殊勤務手当は、大きく公務員の17項目の中で高所作業とか、それから、トンネルの中とか、それから、水の中、高いところ、山の上とか、様々な死体を扱う方々とか、あと、医療関係者、あと、看護する方々、公務員の中で様々な業務が特殊勤務とみなされております。過去には、その十数ある項目を八重に幾つも重ねて手当をしていたときがあったようですが、平成18年度以前あたりから、幾ら危険度が高くても一つの項目にしか該当しないというように変わって、改正されていたようでもあります。

本村の場合には、他町村との調査も、また、広域圏との状況も担当課長のほうから、これから説明をさせていただきますが、連携を取りながら、この特殊勤務手当の扱いにつきましては慎重に考えていきたいと思っておりますので、今のところ、その手当を新たに創設するという考えはございませんが、近隣町村の状況につきまして総務課長のほうから説明を申し上げたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 総務課長、齋藤利己君。

○総務課長（齋藤利己君） 総務課長です。

広域圏及び近隣の状況でございますが、広域圏では、滞納整理課のほうで業務のほうを、資産のある滞納している方で徴収の難しい方について、相談をさせてもらっているところでございますが、その広域圏の滞納整理課のほうで、特殊勤務手当を支出しているということはないということでございます。

近隣のほうでも、棚倉町、埴町においてもその特殊勤務手当を行っていない、矢祭町においては、合併しない宣言、平成13年においてその特殊勤務手当をやめたと、それ以降はやめたままであるということの報告はいただいております。

説明は以上であります。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 村長、税務職員の特殊勤務手当は、これ地方自治法のほうに決まっているわけですね。当然、広域圏でやるやつはもう広域圏の徴税吏員がやる話ですけども、

細かいことからいけば、村内の未納者に納税をお願いをするということで、そういう機会が職員が増えるということです。そういう部分では、行って、やはり税金を納めてくださいと説明しながらでも、いろんな事情があって納めていただかないということがあります。やはりそういう部分で、私も考えても、やはり納めてくださいという言葉は柔らかくても、やはりこれは特殊な勤務であるんだと思うんです。やはりこれは決められているんだから、きちんと月幾らじゃなくて、歩いたときに必ずこういう部分での徴収事務に携わったということは、特殊勤務を交付すべきであるかと思えます。

それから、区長の先ほど言ったやつについてはお答えいただいているんですが、やはりこの区長の設置条例の中にありますよね。やはり今まで過去数十年間、区長さん含めて、各行政区の皆さんの努力というのすごいあります。それはやはり行政事務の中で、納税を完納させるというのがすごい重きを置いたわけですよ。そういう中で、先ほど言った区長さんの均等割、平等割、こういうものを苦労があるからということをおっしゃる方が納得して、決めてきたという実態があるわけですね。

報酬もやはりそういう部分で、役が減ったのにそのままでいいのかという話です。やはりこれは申し訳ないけれども、軽減されてきた方向性の中で、そのまま私は同じく扱う必要はないのだろう、見直すべきだと考えています。

そういうこと、それから、区長事務取扱要綱の4にある職員と組員宅を訪問する納税業務に協力するという話ですが、協力すること自体が個人情報保護に引っかかるわけです、きちんとした資格がなければ、権限がなければ。これも不明確だということで、これも見直すべきだということを申し上げているんです。もう一度、答弁お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 区長の税勧奨の同行ということに関しては、前回の定例会で6番、北條議員からも、全員協議会でしたか、同等のご質問ありました。個人情報をお知らせする区長が知り得ることがあるのかという、納税義務者からもそのような意見が出るであろうということもあって、年度末、どうしても完納なされないときにはお手伝いを申し上げるというスタンスでおりましたけれども、個人情報の観点からいうと、前回答弁したとおり、これはやはり職員の職務であるということで、職員が職務の中でやっぱり努力して、そして、完納できるように努力をさせていただくというのが基本の納税、税務課の担当職員のお仕事だと思います。

それに、納税の勧奨がなくなれば、区長の均等割も少なくてもいいのであろうというのは、前々回の議会の議案調査でも、議員の中から出された内容であります。今、各区長の年間の

全区長、会長の資料をいただきまして、納税の勸奨をしなくてはならない区としなくてもいい区も実際ございますので、こういった均等割の在り方、これはやっぱり区長会も、併せて奉仕の在り方、今後どのようにすべきかというその仕事の仕分け、これを明確にして、ここまでやっぱり区長の職務を軽減するという事の中で、その均等割の削減をするというのが一番の仕事かなと思っております。

また、区長ばかりではなくて、議員の報酬含めて、相対的なその行財政改革の中で、各団体の、また、町の行政区長も併せて検討してまいる時期であると考えておりますので、今後、また、さらに検討してまいりますし、皆様と協議をして制定をすべき時期に来ていると、そのような認識をしております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号 鮫川村税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第2回鮫川村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時26分)

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和4年3月30日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 遠 藤 貴 人

署 名 議 員 堀 川 照 夫